

官報

号外 昭和二十九年三月三十日

第十九回 衆議院會議録第三十号

昭和二十九年三月三十日(火曜日)

議事日程 第二十七号

午後一時開議

第一 らい予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第三 児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第四 医療法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第五 未病者留守家族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

●本日の会議に付した事件

日程第一 らい予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第三 児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第四 医療法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第五 未病者留守家族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

ガス事業法案(内閣提出)

午後四時一分開議

○議長(堤隆次郎君) これより会議を開きます。

第一 らい予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第三 児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第四 医療法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第五 未病者留守家族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(堤隆次郎君) 日程第一、らい予防法の一部を改正する法律案、日程第二、身体障害者福祉法の一部を改正する法律案、日程第三、児童福祉法の一部を改正する法律案、日程第四、医療法の一部を改正する法律案、日程第五、未病者留守家族等援護法の一部を改正する法律案、右五案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生委員長小島敏三君。

らい予防法の一部を改正する法律案

らい予防法の一部を改正する法律案

らい予防法の一部を改正する法律案

らい予防法の一部を改正する法律案

らい予防法(昭和二十八年法律第三十号)の一部を改正する法律案外四件

二百十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

(親族の定義)

第二十一条 都道府県知事は、入所患者をして安心して療養に専念させるため、その親族(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)のうち、当該患者が入所しなかつたならば、主としてその者の収入によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしている者と認められる者で、当該都道府県の区域内に居住地(居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地)を有するものが、生計困難のため、援護を要する状態にあると認めるときは、これらの者に対し、この法律の定めるところにより、援護を行うことができる。

但し、これらの者が他の法律(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)を除く。)に定める扶助を受けることができる場合においては、その受けることができる扶助の限度においては、その法律の定めるところによる。

2 援護は、金銭を給付することに よつて行ふものとする。但し、これによることができないとき、こ

れによることが適當でないとき、その他援護の目的を達するために必要があるときは、現物を給付することに よつて行ふことができる。

3 援護のための金品は、援護を受ける者又はその者が属する世帯の世帯主若しくはこれに準ずる者に交付するものとする。

4 援護の種類、範囲、程度その他援護に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十三条に次の一号を加える。

七 第二十一条の規定による援護に要する費用

第二十三条の次に次の一号を加える。

(費用の徴収)

第二十三条の二 都道府県知事は、第二十一条の規定による援護を行つた場合において、その援護を受けた者に対して、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定により扶養の義務を履行しなければならぬ者(入所患者を除く。)があるときは、その義務の範囲内において、その者からその援護の実施に要した費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 生活保護法第七十七条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第二十四条中「都道府県が支弁する前条各号に掲げる費用について、その二分の一を、都道府県が支弁する費用のうち、第二十三条第一号から第六号までに掲げる費用については、その二分の一、同条第七号に掲げる費用について

は、その全部」に改める。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(公課及び差押の禁止)

第二十五条の二 第二十一条の規定による援護として金品の支給を受けた者は、当該金品を標準として租税その他の公課を課せられることがない。

2 第二十一条の規定による援護として支給される金品は、既に支給を受けたものであるとないにかかわらず、差し押えることができない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第二項の規定は、昭和二十九年十月一日から施行する。

(厚生省設置法の一部改正)

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

十 国立らい研究所に關すること。

第十五条中「病院管理研究所」を「病院管理研究所」に改める。

国立らい研究所」に改める。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(国立らい研究所)

第二十三条の二 国立らい研究所は、らいの予防及び治療に關する調査研究をつかさどる機関とする。

2 国立らい研究所の位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

三九九

限知事は、指定医療機関の診療報酬の請求が適正であるかどうかを調査するため必要があると認めるときは、指定医療機関の管理者に對して必要な報告を求め、又は当該職員をして当該医療機関について、その管理者の同意を得て、實地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣又は都道府県知事は、当該指定医療機関に対する都道府県又は市町村の診療報酬の支払を一時差し止めさせ、又は差し止めることができる。

(支給費用の額)

第十九条の七 第十九条第一項の規定によつて支給する費用の額は、第十九条の四の規定により指定医療機関が請求することができ、診療報酬の例により算定した額とする。但し、当該身体障害者又はその扶養義務者(民法明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。に費用の負担能力があるときは、その負担能力に応じ、これを減額することができる。

第二十条及び第二十一条を次のように改める。

(補装具)

第二十条 援護の実施機関は、身体障害者から申請があつたときは、盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車いすその他厚生大臣が定める補装具を交付し、若しくは修理

し、又はこれに代えて補装具の購入若しくは修理に要する費用を支給することができる。

2 前項の規定による費用の支給は、補装具の交付又は修理が困難であると認められる場合に限り、行うことができる。

3 第一項に規定する補装具の交付又は修理は、補装具の製作若しくは修理を業とする者(以下「業者」といふ)に委託して行い、又は援護の実施機関が自ら行うものとする。

(受託報酬)

第二十一条 前条第三項の規定により補装具の交付又は修理の委託を受けた業者が都道府県又は市町村に對して請求することができ、診療報酬の額の基準は、厚生大臣が定める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

(支給費用の額)

第二十一条の二 第二十条第一項の規定により支給する費用の額は、前条の規定により業者が請求することができ、診療報酬の例により算定した額とする。但し、当該身体障害者又はその扶養義務者に費用の負担能力があるときは、その負担能力に応じ、これを減額することができる。

第二十五条第一項中「盲人その他の身体障害者で政令で定めるもの」を「身体障害者」に改める。

第二十八条の次に次の一条を加える。

(収容等)

第二十八条の二 国又は第二十七条

第二項若しくは第三項の規定により身体障害者更生援護施設を設置した都道府県若しくは市町村は、身体障害者の申請があつたとき、又は第十八条第一項第三号の規定に基いて援護の実施機関からの紹介があつたときは、それぞれ、その設置する当該施設に収容し、又はそれを利用せなければならぬ。但し、その施設の収容能力その他の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

第三十条の次に次の一条を加える。

(ふりあき更生施設)

第三十条の二 ふりあき更生施設は、ふりあき者(収容し、その更生に必要な治療及び訓練を受ける施設とする。

第三十二条中「補装具製作施設は、」の下に「無料又は低額な料金で、」を加え、「補聴器、義肢、車椅子等身体障害者に必要な」を削る。

第三十三条中「点字図書館は、」の下に「無料又は低額な料金で、」を加える。

第三十四条中「点字出版施設は、」の下に「無料又は低額な料金で、」を加える。

第三十五条第一号中「第九条」を「第十九条の二」、同条第二号中「第十九条及び第二十一条」を「第十九条及び第二十一条」に改め、同条第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第十九条の五第四項の規定により市町村が行う指定医療機関に對する診療報酬の支払に關する事務の委託に要する費用

第三十六条第二号中「第九条」を「第十九条の二」、同条第四号中「第二十条及び第二十一条第一項」を「第十九条、第十九条の五、第十九条の六及び第二十条」に改め、同条第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第十九条の五第四項の規定により都道府県が行う指定医療機関に對する診療報酬の支払に關する事務の委託に要する費用

第三十七条中「第三十五条第三号」を「第三十五条第四号」に改め、同条第三号とし、同条の次に次の一号を加える。

二 第三十六条第三号の費用のうち、その運営に要する費用については、その十分の八

第三十七條の二第三号中「第三十六条第三号及び第五号」を「第三十六条第六号」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 第三十五条第二号及び第三号並びに第三十六条第四号及び第五号の費用のうち、第十九条及び第二十条の行政措置に要する費用についてはその十分の八、その他の費用についてはその十分の五

第三十八条を削り、第三十七條の二の次に次の一条を加える。

(費用の負担命令及び徴収)

第三十八条 更生医療の給付が行われ、又は業者に委託して補装具の交付若しくは修理が行われる場合においては、当該行政措置に要する費用を、当該行政措置に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、当該身体障害者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

別表を次のように改める。

別表(身体障害者の範囲)

一 左に掲げる視覚障害で、永続するもの

費用を支弁すべき都道府県又は市町村の長は、当該身体障害者又はその扶養義務者に對して、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を指定医療機関又は業者に支払うべき旨を命ずることができる。

2 身体障害者又はその扶養義務者が前項の規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を指定医療機関又は業者に支払つたときは、当該指定医療機関又は業者の都道府県又は市町村に對する当該費用に係る請求権は、その限度において消滅するものとする。

3 第一項に規定する行政措置が行われた場合において、身体障害者又はその扶養義務者が、同項の規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を支払わなかつたため、都道府県又は市町村においてその費用を支弁したときは、当該都道府県又は市町村の長は、当該身体障害者又はその扶養義務者から、その支払わなかつた額を徴収することができる。

4 補装具の交付又は修理が行われた場合(業者に委託して行われた場合を除く)においては、当該行政措置に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、当該身体障害者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

別表を次のように改める。

別表(身体障害者の範囲)

一 左に掲げる視覚障害で、永続するもの

昭和二十九年三月三十日 衆議院會議録第三十号
い
予防法の
一部を改
正する法
律案外四
件

- 1 両眼の視力(万国式試視力表によつて測つたもの)をいふ、屈折異常がある者について、きよう正視力について測つたものをいう。以下同じ。)がそれぞれ〇・一以下のもの
- 2 一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下のもの
- 3 両眼の視野がそれぞれ二〇度以内のもの
- 4 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの
- 二 左に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの
- 1 両耳の聴力損失がそれぞれ六〇デシベル以上のもの
- 2 一耳の聴力損失が八〇デシベル以上、他耳の聴力損失が四〇デシベル以上のもの
- 3 両耳による普通話語の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの
- 4 平衡機能の著しい障害
- 三 左に掲げる音声機能又は言語機能の障害
- 1 音声機能又は言語機能の著しい障害
- 2 音声機能又は言語機能の著しい障害で、永続するもの
- 四 左に掲げる肢体不自由
- 1 一上肢、二下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの
- 2 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上の

- 上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
 - 3 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
 - 4 両下肢のすべてのゆびを欠くもの
 - 5 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
 - 6 前各号に掲げるものの外、その程度が前各号に掲げる障害の程度以上であると認められる障害
- 附則
- (施行期日)
- 1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。
- (指定医療機関に関する経過規定)
- 2 この法律の施行の際現に戦傷病者戦没者遺族等援護法第十七条第三項の規定による厚生大臣の指定を受けている医療機関は、第十九条の第二項の規定による厚生大臣の指定を受けたものとみなす。
 - 3 前項の医療機関は、この法律の施行の日から起算して三十日以内は、第十九条の第二第三項の規定にかかわらず、いつでも、その指定を辞退することができる。
- (社会福祉事業法の一部改正)
- 4 社会福祉事業法の一部を次のように改正する。
- 第二条第三項第三号中「失明者更生施設」の下に、「ろうあ者更生施設」を加え、同条第三項第三号中「無料又は低額な料金で」を削る。

- 5 この法律の施行の際現にらう、あ者更生施設を経営している市町村又は社会福祉法人は、この法律の施行の日から起算して三箇月以内に、社会福祉事業法第五十七条第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる事項を当該施設の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。
- 6 前項の規定による届出をしたときは、社会福祉事業法第五十七条第一項の規定による届出をしたものとみなす。
- 7 この法律の施行の際現にらう、あ者更生施設を経営している者で、国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外のものについては、この法律の施行の日から起算して三箇月間は、社会福祉事業法第五十七条第二項の規定を適用しない。
- 8 前項に規定する者が、同項の期間内に第五項に規定する事項及び社会福祉事業法第五十七条第三項各号に掲げる事項を当該施設の所在地の都道府県知事に届け出たときは、同条第二項の規定による許可があつたものとみなす。
- 9 (戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)
(戦傷病者戦没者遺族等援護法の二部を次のように改正する。
第五条第三号中「補装具等」を「補装具」に改める。
第七条の見出しを「(更生医療)」に、同条第一項中「更生医療の給付を行うことができる。」を「その更生のために必要な医療」に、その

- 「更生医療」という。の給付を行い、又はこれに代えて更生医療に要する費用を支給することができると改め、同条第三項中「厚生大臣の指定する医療機関以下「指定医療機関」という。」において、を厚生大臣が身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九条の第二項の規定により指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）に委託して」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項第四号中病院の下に「又は診療所を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
- 2 前項の規定による費用の支給は、更生医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行うことができる。
- 第十九条の見出しを「医療費の審査及び支払」に改め、同条第三項中「又は医療に関する審査機関で厚生省令で定めるもの」を削り、同項の次に次の二項を加える。
- 4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。
- 第二十條の次に次の二條を加える。
- （支給費用の額）
- 第二十條の二 第十七條第一項の規定によつて支給する費用の額は、第十八條の規定により指定医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額とする。

- 等」を「補救員」に改め、同条第一項中「盲人安全つゝを若しくはを廻り、同条第二項中「盲人安全つゝ又は」を削る。
- 第五十条中「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）」を「身体障害者福祉法」に改める。
- （社会保険診療報酬支払基金法の（一部改正））
- 10 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正す。
- 第十三条第二項中「生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）」第五十三條第三項の下に「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）」第十九条の第五第三項を、「生活保護法第五十三條第四項の下に、身体障害者福祉法第十九条の第五第四項、戦傷病者戦没者遺族等援護法第十九条第四項を、同条第三項中「保険者」の下に「国」を加える。
- 第十一條中「都道府県知事」を「国、都道府県、市又は社会福祉事業法に規定する福祉に関する事務所を設置する町村」に改める。
- （生活保護法の一部改正）
- 11 生活保護法の一部を次のように改正す。
- 第五十四条第一項中「都道府県知事」を「厚生大臣又は都道府県知事」に「診療内容及び診療報酬を審査するたため、診療内容及び診療報酬請求の適否を調査するため、」に、「当該吏員」を「当該官吏若しくは当該吏員」に改める。
- 第八十六条第一項中「当該吏員」を「当該官吏若しくは当該吏員」に

昭和二十九年三月三十日 衆議院會議録第三十号 らい予防法の一部を改正する法律案外四件

者に委託して補装具の交付若しくは修理を行う場合においては、都道府県知事は、本人又はその扶養義務者に対し、当該都道府県が支弁すべき当該措置に要する費用の額から、児童福祉司、社会福祉主事又は児童委員の意見を聞き、本人及びその扶養義務者が負担することとができ、認めらるる額を控除した額を、指定医療機関又は業者に支払うべき旨を命じなければならぬ。

附 則

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項中「生活保護法第五十三条第三項」の下に、「児童福祉法第二十一条の五第四項」を加える。

3 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五十六条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の定めるところにより、育成医療に關する必要な診療方針及び診療報酬を定め、並びに児童福祉施設の設備及び運営、里親の行う養育並びに保護受託者の行う保護につき、最低基準を定めること。

4 地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九十条第一項中「若しくは戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二十七号）」を「第二十七条法律第二十七号」を

「戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二十七号）」に、「若しくは更生医療の給付を、更生医療の給付若しくは育成医療の給付」に改める。

第九十三条第一項中「若しくは戦傷病者戦没者遺族等援護法」を「戦傷病者戦没者遺族等援護法若しくは児童福祉法」に、「若しくは更生医療の給付を、更生医療の給付若しくは育成医療の給付」に改める。

児童福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に關する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

医療法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和二十九年三月二十四日 衆議院議長 河井 彌八

参議院議長 堀井 彌八

衆議院議長 堀井 彌八

医療法の一部を改正する法律案

医療法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

第十三条 診療所の管理者は、診療上やむを得ない事情がある場合を除いては、同一の患者を四十八時間を超えて収容しないようにつとめなければならない。

第七十四条第一号中第十三条を「第十二条」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 診療所における同一患者の収容時間の制限に關する医療法の特例に關する法律（昭和二十六年法律第二百五十九号）は、廃止する。

医療法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に關する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案

未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条の見出しを「葬祭料」に改め、同条第一項中「未帰還者のうち、未復員者、ソビエト社会主義共和国連邦の地域内の未復員者と同様の事情にある者又は第二条第二項の規定により未帰還者とみなされる者につき」を削り、「その者の死亡」を「未帰還者の死亡」に、「遺骨の埋葬に要する経費を葬祭料」に改める。

第十七条第一項中「前条第一項に規定する者」を「未帰還者のうち、未

復員者、ソビエト社会主義共和国連邦の地域内の未復員者と同様の事情にある者又は第二条第二項の規定により未帰還者とみなされる者」に改め、「その遺族をその遺族（遺族がない場合においては、葬祭を行う者）に改める。

第十八条第一項中「第十六条第一項」を「前条第一項」に改める。

第二十六条中「第二十六条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第三十三条中「北緯二十九度以南の南西諸島を、硫黄島及び伊予平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む）」に改める。

附則第二十七項中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

附則に次の一項を加える。

（沖繩地域に關する特例）

40 硫黄島及び伊予平屋島又は北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む）に住所又は居所を有する者その他法令で定める者については、留守家族手当の支給の始期及び支給方法並びに療養の給付を受けることができる期間に關し、政令で、必要な特例を定めることができる。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第二項の規定は、昭和二十九年四月一日から施行し、附則第四項の規定は、昭和二十八年八月一日から適用する。

2 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

（厚生省設置法の一部改正）

地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九十条第一項中「若しくは戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二十七号）」を「第二十七条法律第二十七号」を

第五條第六十四号中「未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)」の上に「未帰還者の状況調査を実施し、並びに」を加える。

第十四条の二第八号中「前三号」を「前二号」に改め、同条中第七号を削り、第六号を第七号とし、同条を次のように改める。

七 未帰還者の状況調査及び死亡処理並びに旧陸海軍関係の死亡者の遺骨及び遺留品の処理に関する事。

第十四条の二中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 未帰還者留守家族等援護法を施行すること。

第二十八条の二を次のように改める。

(未帰還調査部)

第二十八条の二 未帰還調査部は、未帰還者の状況調査及び死亡処理並びに旧陸海軍関係の死亡者の遺骨及び遺留品の処理に関する事務をつかさどる機関とする。

2 未帰還調査部は、千葉県に置く。

3 未帰還調査部の内部組織は、厚生省令で定める。

第三十九条の五第一項中「第十四条の二第五号、第六号及び第八号」を「第十四条の二第六号から第八号まで」に改める。

第三十九条の六第二項の表中「広島県船越町」を「広島市」に改める。

第三十九条の八中「第十四条の二第五号」を「第十四条の二第六号」に改める。

(厚生省設置法の一部を改正する法律の一部改正)

3 厚生省設置法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第二百七十三号)の一部を次のように改正する。

厚生省設置法第十五条の改正規定を次のように改める。

第十五条中「社会保険審査会」を「社会保険審査会」に改める。

未帰還調査部」に改める。

は、そのうち大蔵大臣の定める機関)は、手当等を支給する際、掛金に相当する金額を控除して、その金額を組合員に代りその所属する組合に払い込まなければならぬ。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

5 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)第十六条第一項」を「未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)第十七条第一項」に改める。

(多額賠償の特例に關する法律(昭和二十八年法律第六十一号)は改正)

第十八条第一項中「第十六条第三項」を「前条第一項」に改める。

附則に次の一項を加える。

(沖繩地域に關する特例)

40 硫黄島若しくは伊平屋島又は北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む)に住所又は居所を有する者その他政令で定める者については、留守家族手当の支給の始期及び支給方法並びに療養の給付を受けることができる期間に關し、政令で、必要な特例を定めることができる。

(療養給付期間の延長)

41 厚生大臣は、附則第二十二項の規定により療養の給付を受ける者が、附則第二十二項の規定する期間を経過する日において、なお引き続き療養を要する場合においては、その期間を経過後においても、さらに一年間、その者の申請により、必要な療養の給付を行うこととする。

42 第十八条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に關する報告書

(最終号の附録に掲載)

(小島徹三君登壇)

○小島徹三君 たいだい議題となりましたら、予防法の一部を改正する法律案外四法案について、厚生委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、予防法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本改正案の第一点は、国立療養所の入所患者の家族は、生計が困難となりましても、患者に關する秘密漏洩の危険等があつて、現行制度による生活保護措置を円滑に受け得ないうらみがありますので、これらの者をして所要の生活保護を受けさせるとともに、これによつて入所患者に対して療養に専念させるよう、新たに都道府県知事が本法に基き生活保護を行ふこととしたこととあります。

第二点は、額の予防及び治療に關する研究をつかさどる厚生省の付屬機関として、国立癌研究所を設置し、将来この研究所の研究結果により、癌予防事業が効果的に行われ、さらに患者の適切な治療の道を開こうとするものであります。

本法案は三月二十三日日本委員会に付託せられ、翌二十四日厚生大臣より提案理由の説明を聴取した後、審議に入りましたところ、特に入所患者の基本的人權、療養所職員の特遇改善、患者の福祉施設等について質疑応答が行われたのであります。

「中央社会保険医療協議会」健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師並びに国民健康保険の療養の給付を担当する者に対する適切な保険診療の指導監督に關する事項に改める。

国民健康保険の適正な診療報酬の標準額を審議すること。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

4 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第八十三条の四の次に次の一条を加える。

「未帰還職員についての特例」

第八十三条の五 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)第二条第一項に規定する未帰還者であつて、昭和

和二十八年七月三十一日現在組合員であつた者(この条においては以下「未帰還職員」といふ)は、第一条及び第八十六条第一項の規定にかかわらず、これを組合員とみなす。

2 未帰還職員に係る留守家族手当又は特別手当(昭和二十八年七月三十一日現在第八十六条第一項の規定による組合員であつた未帰還職員については、これらに相当する給付を含むものと

し、この条において以下「手当等」といふ)は、この法律の適用については、これを未帰還職員の収入とみなす。

3 未帰還職員については、その者の昭和二十八年七月三十一日における俸給又は俸給に相当する給手の額をもつて、俸給又は俸給に相当する給手の額とみなす。

4 手当等の支給機関(二以上の機関が手当等を支給する場合に

は、そのうち大蔵大臣の定める機関)は、手当等を支給する際、掛金に相当する金額を控除して、その金額を組合員に代りその所属する組合に払い込まなければならぬ。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

5 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)第十六条第一項」を「未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)第十七条第一項」に改める。

(多額賠償の特例に關する法律(昭和二十八年法律第六十一号)は改正)

第十八条第一項中「第十六条第三項」を「前条第一項」に改める。

附則に次の一項を加える。

(沖繩地域に關する特例)

40 硫黄島若しくは伊平屋島又は北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む)に住所又は居所を有する者その他政令で定める者については、留守家族手当の支給の始期及び支給方法並びに療養の給付を受けることができる期間に關し、政令で、必要な特例を定めることができる。

(療養給付期間の延長)

41 厚生大臣は、附則第二十二項の規定により療養の給付を受ける者が、附則第二十二項の規定する期間を経過する日において、なお引き続き療養を要する場合においては、その期間を経過後においても、さらに一年間、その者の申請により、必要な療養の給付を行うこととする。

42 第十八条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に關する報告書

(最終号の附録に掲載)

(小島徹三君登壇)

○小島徹三君 たいだい議題となりましたら、予防法の一部を改正する法律案外四法案について、厚生委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、予防法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本改正案の第一点は、国立療養所の入所患者の家族は、生計が困難となりましても、患者に關する秘密漏洩の危険等があつて、現行制度による生活保護措置を円滑に受け得ないうらみがありますので、これらの者をして所要の生活保護を受けさせるとともに、これによつて入所患者に対して療養に専念させるよう、新たに都道府県知事が本法に基き生活保護を行ふこととしたこととあります。

第二点は、額の予防及び治療に關する研究をつかさどる厚生省の付屬機関として、国立癌研究所を設置し、将来この研究所の研究結果により、癌予防事業が効果的に行われ、さらに患者の適切な治療の道を開こうとするものであります。

本法案は三月二十三日日本委員会に付託せられ、翌二十四日厚生大臣より提案理由の説明を聴取した後、審議に入りましたところ、特に入所患者の基本的人權、療養所職員の特遇改善、患者の福祉施設等について質疑応答が行われたのであります。

昭和二十九年三月三十日 衆議院會議録第三十号 ガス事業法案

かくして、二十九日質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して長谷川委員、また日本社会党を代表して杉山委員より、それ、希望を述べて賛成意見の開陳があり、次いで採決に入りましたところ、本法は全会一致原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

次に、身体障害者福祉法の一部を改正する法律案について申し上げます。

第六回国会において本院提出案として制定せられた本法は、施行以来すでに四年を経過し、一昨年、戦傷病者戦没者遺族等援護法の施行と相まつて、身体障害者の福祉対策も漸次軌道に乗つて参つたのであります。が、今回これら措置の強化改善をはかるため所要の改正を加えようとするのが、政府の本法提案案の理由であります。

本法提案案のおもな内容を申し上げます。

すば、第一は、身体障害者更生援護施設のうち、更生施設を加えることとしたこととあります。第二は、身体障害者に対して、その障害を軽減するために、更生医療の給付を行う旨を規定したこととあります。この更生医療の対象者は全国で約五万を数えられております。第三は、本法の対象となる身体障害者の範囲を規定して、別表に基づいて、現在本法の対象とされていない障害のうち、その程度より見て、これに加えることが必要であると認められる若干の障害を加え、あわせてその表現について修正を行い、より正確を期したことであります。第四は、中央身体障害者福祉審議会に出版物、芸術等について推薦または勧告の権限を与えたこととあります。

次に、児童福祉法の一部を改正する法律案について申し上げます。

身体に障害のある児童に対しては、従来児童福祉法の規定に基づき、療育相談、盲人安全つえ、補装具の交付、児童福祉施設への入所等の措置が行われておるものであります。が、今回かかる児童に対する福祉措置の改善をはかるほかに必要の改正を行おうとするのが、政府の本法提案案の理由であります。

第一は、身体に障害のある児童に対して生活の能力を与えるために必要な医療、すなわち育成医療の給付を行うこととしたこととあります。第二は、身体障害者手帳の交付を受けた児童に交付する補装具の名称を整理し、その交付または修理を行う機関を明記したこととあります。

以上の二法律案は、二月二十二日予備審査のため本委員会に付託せられ、同二十四日政府より提案理由の説明を聴取した後、数回にわたり審査を行つたのであります。特に更生医療の内容及び身体障害者福祉司の設置、運営等の問題について熱心なる質疑が行われたのであります。次いで、本月二十四日本付託となり、二十九日質疑を終了し、討論を省略して採決に入りましたところ、両案は全会一致原案通り可決すべきものと議決いたしました。

次に、医療法の一部を改正する法律案について申し上げます。

療所における同一患者の収容時間の制限に関する医療法の特例に関する法律をもつて、同条の適用を本年十一月十一日まで猶予して来たのであります。この特例法による猶予期間終了後医療法第十三条を適用することは、国民医療上かえつて支障を来すおそれがあることと認められ、今回医療法第十三条そのものを改正して、診療上やむを得ない場合は、診療所の管理責任者は同一の患者を四十八時間を超えて収容しないよう努めなければならないこととし、同条違反に対する罰則を削除することとしたのであります。なお、右の改正に伴い、診療所における同一患者の収容時間の制限に関する医療法の特例に関する法律を廃止することとしたのであります。

本法案は、三月八日予備審査のため本委員会に付託せられ、九日政府より提案理由の説明を聴取した後審査が行われたのであります。かくて二十四日本付託となり、二十九日質疑を終了し、討論を省略して採決に入りましたところ、本法案は全会一致原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

次に、未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案について申し上げます。

未帰還者留守家族及び未帰還者が帰還した場合における援護につきましても、第十六回国会において未帰還者留守家族等援護法が制定せられ、昨年八月一日から施行されました。この責任において各級の援護が行われておるものであります。が、今回援護の措置をさらに強化するため所要の措置を講じようとするのが、政府の本法提案案の理由であります。

そのおもな内容は、まず第一に、従来社会主義共和国連邦の地域内の未帰還者と同様の実情にある者、または戦争裁判受刑者の死亡の事実の判明した場合のみ支給されておりましたのであります。が、右以外の一一般邦人未帰還者の死亡の事実が判明した場合においても、この経費をその遺族等に支給することとし、その名称を葬祭料と改めたこととあります。第二に、遺骨引取り経費は、遺族がない場合においても、葬祭料を行ふ者があれば、その者に支給することができるよういたしましたのであります。第三に、本法は沖繩地域にも施行されているわけであります。が、同地域の置かれておる特殊の状態のために、法の実施上の適用がきわめて困難な状況にありまします。当初から法が円滑に適用されておると同様の効果を生ぜしめるよう、特別の措置を講ずることが適当と認められまします。これを政令で定めることができることとしたこととあります。第四は、従来外務省において実施いたしておりました一般邦人未帰還者の調査業務は明年度から厚生省に移管されることとなりました。これを機会に、厚生省の付属機関として、従来の留守家族部を改編し、これを未帰還者調査部とし、旧軍人軍属未帰還者等の調査業務等とあわせて未帰還者等の調査究明を一元的に実施する等の措置をとるため、厚生省設置法に所要の改正を行うこととしたのであります。第五は、未帰還者留守家族等援護法の施行に伴う一般職の職員給与に関する法律の一

部の改正により資格を失つた未帰還者の国家公務員または地方公務員に對しても、従来の実績を保障する意味において、引続き公共組合員たるの資格を保持せしめるようにするため、国家公務員共済組合法に所要の改正を行うこととしたのであります。

本法案は、三月一日予備審査のため本委員会に付託せられ、同日厚生大臣より提案理由の説明を聴取した後、数回にわたり審査が行われたのであります。が、特に療養給付期間の問題に関してはきわめて熱心なる質疑が行われたのであります。かくて、二十六日本付託となり、二十七日、参議院議員上條愛一君より参議院修正部分の趣旨説明を聴取した後、質疑を行つたのであります。が、同日質疑を終了し、二十九日討論を省略して採決に入りましたところ、本法案は全会一致原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上、簡単にありますが御報告申し上げます。(拍手)

○議長(堤隆次郎君) 五案を一括して採決いたします。五案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(堤隆次郎君) 御異議なしと認めまします。よつて五案は委員長報告の通り可決いたしました。

ガス事業法案(内閣提出)

○荒船清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、ガス事業法案を議題となし、この際委員長長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(堀江次郎君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(堀江次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられまし

た。
ガス事業法案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。通商産業委員長大西順夫君。

ガス事業法案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 事業の許可(第三条・第十五条)

第三章 供給(第十六条・第二十五条)

第四章 会計(第二十六条・第二十七条)

第五章 保安(第二十八条・第三十九条)

第六章 雑則(第四十条・第五十二条)

第七章 罰則(第五十三条・第六十一条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、ガス事業の運営を調整することによつて、ガスの使用者の利益を保護し、及びガス事業の健全な発達を図るとともに、ガスの製造及び供給に伴う危険を防止することによつて、公共の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「ガス事業」とは、一般の需用に応じ導管によりガスを供給する事業をいふ。

2 この法律において「ガス工作物」とは、ガスの供給のために施設するガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備、排送機、圧送機、調整器、導管、受電設備その他の工作物及びこれらの附属設備であつて、ガス事業の用に供するものをいふ。

第三章 事業の許可

第三条 ガス事業を営もうとする者は、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第四条 前条の許可を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所
二 供給区域
三 ガス発生設備及びガスホルダーの種類及び能力別の数並びにこれらの設置の場所
四 前項の申請書には、供給区域の図面その他通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

五 通商産業大臣は、第三条の許可の申請が左の各号に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 そのガス事業の開始が一般の需用に適合すること。

二 そのガス事業のガス工作物の能力がその供給区域におけるガスの需要に添することができ

ものであること。

三 そのガス事業の開始によつてその供給区域の全部又は一部においてガス工作物が著しく過剰とならないこと。

四 そのガス事業を適確に遂行するに足る経理的基礎があること。

五 その他そのガス事業の開始が公益上必要であり、且つ、適切であること。

(許可証)

第六条 通商産業大臣は、ガス事業の許可をしたときは、許可証を交付する。

2 許可証には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 許可の年月日及び許可の番号
二 氏名又は名称及び住所
三 供給区域
四 ガス発生設備及びガスホルダーの種類及び能力別の数並びにこれらの設置の場所
五 設備の設置及び事業の開始の義務

第七条 第三条の許可を受けた者(以下「ガス事業者」といふ)は、一年以上三年以下において通商産業大臣が指定する期間内に、前条第二項第四号の設備を設置し、その事業を開始しなければならない。

通商産業大臣は、特に必要があると認めるときは、供給区域又は前条第二項第四号の設備を区分して前項の規定による指定をすることができ

る。

3 通商産業大臣は、ガス事業者から申請があつた場合において、正当な事由があると認めるときは、第一項の規定により指定した期間を延長することができる。

4 ガス事業者は、前条第二項第四号の設備を設置し、又はその事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第八条 ガス事業者は、第六条第二項第三号又は第四号の事項を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 第五項の規定は、前項の許可に準用する。

3 前条の規定は、第一項の場合(供給区域の減少の場合を除く)に準用する。

(氏名等の変更)

第九条 ガス事業者は、第六条第二項第二号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第十条 ガス事業者は、第六条第二項第三号の設備の全部又は一部の譲渡及び譲受は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 ガス事業者たる法人の合併は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 ガス事業者は、ガス事業の休止若しくは廃止又は法人の解散により公共の利益が阻害されるおそれがないと認めるときでなければ、第一項の許可又は前項の認可をしてはならない。

2 通商産業大臣は、ガス事業者の地位を承継した相続人は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(ガス事業以外の事業)

第十二条 ガス事業者は、通商産業大臣の許可を受けなければ、ガス事業以外の事業を営んではならない。但し、通商産業省令で定める事業については、この限りでない。

2 通商産業大臣は、ガス事業者がガス事業以外の事業を営むことによりガス事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第十三条 ガス事業者は、通商産業大臣の許可を受けなければ、ガス事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 ガス事業者たる法人の解散の決議又は社員同意は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 通商産業大臣は、ガス事業の休止若しくは廃止又は法人の解散により公共の利益が阻害されるおそれがないと認めるときでなければ、第一項の許可又は前項の認可をしてはならない。

昭和二十九年三月三十日 衆議院会議録第三十号 ガス事業法案

昭和二十九年三月三十日 衆議院會議第三十号 ガス事業法案

(事業の許可等の取消)

第十四条 通商産業大臣は、ガス事業者が第七条第一項の規定により指定した期間(同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間。以下同じ)内に第六條第二項第四号の設備を設置せず、又は事業を開始しないときは、第三條の許可を取り消すことができる。

2 通商産業大臣は、前項に規定する場合を除く外、ガス事業者がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるときは、第三條の許可を取り消すことができる。

3 通商産業大臣は、前二項の規定による許可の取消をしたときは、理由を記載した文書をそのガス事業に送付しなければならない。

第十五条 通商産業大臣は、第八條第一項の規定による第六條第二項第三号又は第四号の事項の変更の許可を受けたガス事業者が第八條第三項において適用する第七條第一項の規定により指定した期間内にその増加する供給区域において事業を開始せず、又はその期間内に第六條第二項第四号の事項を変更しないときは、その許可を取り消すことができる。

2 通商産業大臣は、ガス事業者がその供給区域の一部においてガス事業を行つていない場合において、公共の利益を阻害すると認めるときは、その一部について供給区域を減少することができる。

3 前条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

第三章 供給

(供給義務)

第十六条 ガス事業者は、正当な事由がなければ、何人に対しても、その供給区域におけるガスの供給を拒んではならない。

2 ガス事業者は、その供給区域以外の地域において、一般の需用に応じ導管によりガスを供給してはならない。

(供給規程)

第十七条 ガス事業者は、ガスの料金その他の供給条件について供給規程を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請が左の各号に適合していることを認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 ガス事業者及びガスの使用者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の額及び方法が適正且つ明確に定められていること。

四 特定の者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

(供給規程に関する命令及び処分)

第十八条 通商産業大臣は、ガスの料金その他の供給条件が社会的経済的

経済的事情の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、ガス事業者に対し、相当の期限を定め、供給規程の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに認可の申請がないときは、供給規程を変更することとする。

(供給規程の公表義務)

第十九条 ガス事業者は、第十七条第一項の規定により供給規程の認可を受け、又は前条第二項の規定により供給規程の変更があつたときは、その実施の日より十日前から、營業所、事務所その他の事業場において、公衆の見やすい箇所に掲示しておかなければならない。

(供給条件についての義務)

第二十条 ガス事業者は、第十七條第一項の認可を受けた供給規程(第十八條第二項の規定による変更があつたときは、変更後の供給規程)以外の供給条件によりガスを供給してはならない。但し、特別の事情がある場合において、通商産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

(燃費等の測定義務)

第二十一条 ガス事業者は、政令で定める方法により、その供給するガスの燃費及び圧力を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(供給契約)

第二十二条 ガス事業者は、他のガ

ス事業者からガスの供給を受け、又はこれにガスを供給すべきことを定める契約をしようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(特定供給)

第二十三条 ガス事業者は、一般の需用に応じ供給する場合を除き、その供給区域以外の地域において導管によりガスを供給しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の許可の申請が左の各号に適合していることを認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 ガス事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

二 その供給が他のガス事業者の供給区域において行われるものであるときは、当該他のガス事業者がその供給を行うことが容易且つ適正でないこと。

(供給事業者の供給)

第二十四条 ガス事業者以外の者であつて、ガス事業者に対して導管によりガスを供給する事業を営むもの(以下「卸供給事業者」という)は、通商産業大臣の認可を受けたガスの料金その他の供給条件によるものでなければ、ガスを供給してはならない。但し、ガス事業者に対するガスの供給量が通商産業省令で定める数量以下である場合は、この限りでない。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、料金その他の供給条件がガス事業者のガスの料金その他の供給条件を適

正にするものであると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

(ガス事業者以外の者の供給)

第二十五条 ガス事業者以外の者であつて、ガスを供給する事業を行うものは、前条第一項に規定する場合を除き、ガス事業者の供給区域において導管によりガスを供給しようとするときは、あらかじめ、供給の相手方及び料金その他の供給条件を通商産業大臣に届け出なければならない。

第四章 会計

(会計の整理)

第二十六条 ガス事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その事業年度並びに勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表の様式を定め、その会計を整理しなければならない。

(減価償却)

第二十七条 通商産業大臣は、ガス事業者の適確な遂行を図るため特に必要があると認めるときは、ガス事業者に対し、方法又は額を定めて、固定資産について、減価償却を行ふべきことを命ずることができる。

第五章 保安

(ガス工作物の維持)

第二十八条 ガス事業者は、ガス工作物を通商産業省令で定める保安上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 通商産業大臣は、ガス工作物が前項の保安上の基準に適合していないと認めるときは、ガス事業者

に對し、その保安上の基準に適合するようにガス工物を修理し、改造し、又は移轉すべきことを命ずることができる。

(ガスの成分の検査義務)

第二十九条 ガス事業者は、政令で定める方法により、その供給するガスの成分のうち、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがあるものの量が政令で定める数量をこえていないかどうかを検査し、その量を記録しておくなければならない。

(導管の工事)

第三十条 ガス事業者は、導管の工事により発生する危険を防止するため、通商産業省令で定める事項につき導管の工事の方法を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 ガス事業者は、前項の通商産業省令で定める事項について導管の工事をするには、同項の認可を受けた方法に従わなければならない。

3 通商産業大臣は、ガス事業者が

第一項の認可を受けた方法に従わないうで同項の通商産業省令で定める事項について導管の工事をしていると認めるときは、同項の認可を受けた方法に従つてその導管の工事をすべき旨を命ずることができる。

第三十一条 ガス事業者は、通商産業省令で定める導管の工事をしようとするときは、その工事の開始の日の十五日前までに、その旨を

通商産業大臣に届け出なければならない。

(ガス主任技術者)

第三十二条 ガス事業者は、事業場(通商産業省令で定める範圍のものに限る。)ごとに、通商産業省令で定める区分に従ひ、ガス主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、ガス主任技術者を選任し、ガスの製造及び供給の作業に關して保安の監督をさせなければならない。

2 ガス事業者は、前項の規定によりガス主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(ガス主任技術者免状)

第三十三条 ガス主任技術者免状の種類は、甲種ガス主任技術者免状及び乙種ガス主任技術者免状とする。

2 ガス主任技術者免状の交付を受けている者がその保安について監督をすることができるときは、ガスの製造及び供給の作業の範圍は、前項の規定するガス主任技術者免状の種類に應じて通商産業省令で定める。

3 ガス主任技術者免状は、左の各号の一に該當する者でなければ、その交付を受けることができない。

一 ガス主任技術者國家試験(以下「國家試験」といふ)に合格した者であつて、通商産業省令で定めるガスの製造及び供給の作業に關する経験を有するもの

給の作業に従事した物であつて、前号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有している

と通商産業大臣が認定したもの

4 通商産業大臣は、左の各号の一に該當する者に対しては、ガス主任技術者免状の交付を行わないことができる。

一次衆の規定によりガス主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から二年を経過しない者

2 この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

5 ガス主任技術者免状の交付に關する手続的事項は、通商産業省令で定める。

(國家試験)

第三十五条 國家試験は、ガスの製造及び供給の作業の保安に關して必要な知識及び技能について行ふ必要と認めるときは、その旨を通商産業大臣が行う。

3 國家試験の試験科目、受験手続その他國家試験の実施細目は、通商産業省令で定める。

2 ガスの製造又は供給の作業に従事する者は、ガス主任技術者免状の保有のために指示に従わなければならない。

(ガス主任技術者の解任命令)

第三十七条 通商産業大臣は、ガス主任技術者がこの法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分違反したとき、又はその者にその職務を行わせることがガスの製造及び供給の作業の保安に支障を及ぼすと認めるときは、ガス事業者に対し、ガス主任技術者の解任を命ずることができる。

(雇用規定)

第三十八条 第二十八条及び第三十条から前条までの規定は、政令で定めるところにより、ガス事業者以外の者であつて、ガスを供給する事業を行うもの又は自ら製造したガスを使用する事業を行う者に準用する。

(ガスの事業者以外の者の事業の開始等の届出)

第三十九条 ガス事業者以外の者であつて、ガスを供給する事業を行うもの又は自ら製造したガスを使用する事業を行う者は、その事業を開始し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第六章 雜則

第四十条 許可又は認可には、条件を附し、及びこれを變更すること

2 前項の条件は、公共の利益を増進し、又は許可若しくは認可に係る事項の確實な実施を図るために必要な最少限度のものに限り、且つ、当該ガス事業者その他の者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(手数料)

第四十一条 左の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範圍内で政令で定める額の手数料を納めなければならない。

手数料を納付すべき者	金額
一 國家試験を受ける者	八百円
二 ガス主任技術者免状の交付を受けようとする者	三百円
三 ガス主任技術者免状の再交付を受けようとする者	二百円

(公共用の土地の使用)

第四十二条 ガス事業者又は卸供給事業者(以下「ガス事業者等」といふ)は、その事業の用に供するため、道路、橋、みぞ、河川、堤防その他公共の用に供せられる土地の地上又は地中に導管を設置する必要があるときは、その効用を妨げない限度において、その管理者の許可を受けて、これを使用することができる。

2 前項の場合においては、ガス事業者等は、管理者の定めるところにより、使用料を納めなければならない。

管理者の定めた使用料の額が適正でないときは、主務大臣は、ガス事業者等の申請により使用を許可し、又は使用料の額を定めることができる。

4 前三項の規定は、道路法(昭和二十七年法律第八十号)の規定による道路並びに同法第十八条第一項の規定により決定された道路の区域内の土地及び当該土地に設置された道路の附属物となるべきものについては、適用しない。

5 主務大臣は、左に掲げる場合は、あらかじめ、通商産業大臣に協議しなければならない。

一 第三項の規定により使用を許可し、又は使用料の額を定めようとするとき。

二 ガス事業者等が導管を設置するため前項の道路又は道路となるべき区域内の土地若しくは当該土地に設置された道路の附属物となるべきものを占用しようとする場合において、道路法第九十六条第五項の規定による許可の裁決であつて、同条第一項第五号又は第十三号に掲げる処分に係るものをしようとするとき。

(土地の立入)
第四十三条 ガス事業者は、ガス工作物の設置に関する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、他人の土地に立ち入ることができる。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、土地の所有者及び占有者にその旨を通知し、

意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第二項の許可を受けた者は、他人の土地に立ち入るときは、あらかじめ、土地の占有者に通知しなければならない。

4 第一項の許可を受けた者は、他人の土地に立ち入るときは、都道府県知事の許可を受けたことを証する書面を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(植物の伐採等)

第四十四条 ガス事業者は、導管の設置又は保守を行うため必要があるときは、障害となる植物を伐採し、又は移植することができる。

2 前項の場合においては、ガス事業者は、植物の所有者と協議しなければならない。

3 協議がとれないときは、又は協議することができないときは、都道府県知事が裁定する。

(損失の補償)

第四十五条 ガス事業者は、前二条の規定により他人の土地に立ち入り、又は植物を伐採し、若しくは移植したことによつて土地の所有者、植物の所有者その他の関係人の現に受けた損失を補償しなければならない。

2 前項の補償について当事者間に協議がとれないときは、又は協議することができないときは、都道府県知事が裁定する。

3 裁定のうち、補償金額について不服のある者は、その裁定を受けた日から三十日以内に訴をもつてその金額の増減を請求することができる。

4 前項の訴においては、ガス事業者又は土地の所有者、植物の所有者その他の関係人ももつて被告とする。

(報告の徴収)

第四十六条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ガスを供給する事業又は自ら製造したガスを使用する事業を行う者に對し、その事業に関し報告させることができる。

(立入検査)

第四十七条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ガスを供給する事業又は自ら製造したガスを使用する事業を行う者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公聴会)

第四十八条 通商産業大臣は、第十四条第一項又は第十八条第二項の規定による処分をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見をきかなければならない。

(聴聞)

第四十九条 通商産業大臣は、第十四条第一項若しくは第二項又は第十五条第一項若しくは第二項の規定による処分をしようとするとき

は、当該処分に係る者に對し、相當な期間において予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に對し、当該事案についての証拠を提示し、意見を述べ、その機会を与えなければならない。

(異議の申立)

第五十条 この法律(第六章を除く)の規定によつてした処分に対して不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立をすることができる。

2 通商産業大臣は、前項の異議の申立があつたときは、前条の例により公開の聴聞をした後、文書をもつて決定をし、その正本を異議の申立をした者に送付しなければならない。

(苦情の申立)

第五十一条 ガス事業者のガスの供給に関し苦情のある者は、通商産業大臣に對し、理由を記載した文書を出して苦情の申出をすることができる。

2 通商産業大臣は、前項の申出があつたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知しなければならない。

(権限の委任)

第五十二条 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、

通商産業局長又は都道府県知事に行使することができる。

第七章 罰則

第五十三条 ガス工作物を損壊し、その他ガス工作物の機能に障害を与えてガスの供給を妨害した者は、五年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 みだりにガス工作物を操作してガスの供給を妨害した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

3 ガス事業に従事する者が正当な事由がないのにガス工作物の維持又は運行の業務を取り扱わず、ガスの供給に障害を生じしめたときも、前項と同様とする。

4 第一項及び第二項の未遂罪は、罰する。

第五十四条 ガス事業者の承諾を得ないでみだりにガス工作物の施設を変更した者は、五万円以下の罰金に処する。

第五十五条 第三項の許可を受けないでガス事業を営んだ者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十六条 左の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十三条第一項の許可を受けないでガス事業の全部又は一部を休止し、又は廃止した者

二 第十六条第一項の規定に違反してガスの供給を拒んだ者

三 第十六条第二項の規定に違反してガスを供給した者

昭和二十九年三月三十日 衆議院會議第三十号 議長の報告

十八号)の「部」を次のように改正する。

第一号第六号中「電気及びガスに関する臨時措置に関する法律」を「電気に関する臨時措置に関する法律」に改める。

15 郵便振替貯金法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第六十三条中(公益事業の料金)を「(電気事業及びガス事業の料金)」に、「公益事業者」を「(電気事業者又はガス事業者)」と改める。

16 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三十七号中「又はガス工作物」を削り、同条第十七号の三の次に次の一号を加える。

十七の四 ガス事業法(昭和二十九年法律第 号)によるガス工作物

17 道路法の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)」の下に「ガス事業法(昭和二十九年法律第 号)」を加える。

18 電気及びガスに関する臨時措置に関する法律の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
電気に関する臨時措置に関する法律
本則中「及びガス事業及び「及びガス」を削り、「電気用品並び

に」を「電気用品及び」に改める。

附則第九項中「電気及びガスに関する臨時措置に関する法律」を「電気に関する臨時措置に関する法律」に改める。

19 農山漁村電気導入促進法(昭和二十七年法律第三百五十八号)の一部を次のように改正する。

第四号第三号及び第十二号(見出しを含む)中「電気及びガスに関する臨時措置に関する法律」を「電気に関する臨時措置に関する法律」に改める。

20 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

ガス事業法案に対する修正案
ガス事業法案に対する修正案
ガス事業法案の一部を次のように修正する。

第三十三条第四項第一号中「二年」を「一年」に改める。

「大西廣夫君登壇」
○大西廣夫君 たいしき 議題となりましたガス事業法案につきまして、通商産業委員会における審議の経過並びに結果を概略御報告申し上げます。

御承知の通り、現在ガス事業を規制いたしておりますものは、昭和二十七年十二月制定を見ました電気及びガスに関する臨時措置に関する法律でありまして、これは暫定法であり、これにかわるべき恒久法を早急に制定する

必要があつたのであります。従来電気事業とガス事業は旧公益事業令一本で規制されておりましたのであります。ガス事業の態様は電気事業のそれと異なる点が多々ありますので、電氣とあけて、ここにガス事業単独法として立法化したのであります。

次に、本案の内容について簡単に御説明申し上げます。本案は、ガス使用者の利益を保護し、あわせてガス事業の健全な発達をはかるために、ガス事業の運営を調整するとともに、公共の安全を確保するためガスの製造及び供給に伴う危険を防止することを骨子として制定されております。

本案は、一月二十五日当委員会に付託され、翌二月二十六日通商産業大臣より提案理由の説明を聴取したのであります。爾來数度にわたり本案の内容について慎重なる審議を行つたのであります。質疑の詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて、三月三十日質疑を終了したところ、廣大重一君外二十四名より本案の第三十三条第四項第一号の「ガス主任技師者免状の返納を命ぜられ、その日から二年を経過しない者」には交付を行わないことができるものとあるのを、一年に改めることの修正案が提出されたのであります。ついで、討論を省略し、修正案並びに修正部分を除く原案につき採決いたしましたところ、全会一致をもって修正議決した次第であります。

なおこの際、小平久雄君外三名提案になる附帯決議案が提出され、これも全会一致をもって可決いたしましたのであります。

次に附帯決議を朗読いたします。

附帯決議
本法の運用に当り、政府は、特に、次の点に留意して、万端整へるに努めべきである。

一、ガス施設五カ年計画を強力に推進して、速に、速に未処理需用家数の増減を速やかに図ること。

二、従来ガス事業者の営業方針は、普及率の向上よりも、需用家当り使用量の増加を重点としていたが、今後は普及率の向上を重点とする事業者を指導監督すること。

三、従来ガス事業者中、ガス使用申込の場合、ガス器具の抱合せを条件とし、又は多量使用申込者に限り優先供給する事例あり、かかる選別供給については、その取締を厳重に施行すること。

四、ガス事業の経理を正確明瞭のものとするため、ガス事業者の行うガス事業以外の事業についても、その内容を監査し、公益事業としての本分を逸脱しない様子を監督すること。

五、供給規程は、本法の趣旨に照りサービス本位のものにする。六、ガスの料金に關し、これが不適当と認められる場合は、速断なく本法第十八条の規定によるガ料金の変更措置を行うこと。

七、現在のガス事業者中、経営規模、過小、弱体にして、公益事業として、不適当の者については、その統合につき検討すること。

八、本法第十二条による兼業の許可に關しては、当該事業の中小企業者を圧迫するが如き事のない様配を要すること。

九、第五十三条の規定は労働組合運動の正常なる活動を阻害することなき様運用すること。

以上であります。

御報告を終ります。(拍手)

○議長(廣澤次郎君) 採決いたしました。本案は委員長の報告は賛成であります。本案は委員長の報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(廣澤次郎君) 御異議なしと認めました。よつて本案は委員長の報告の通り決しました。

本日はこれにて散会いたします。午後四時十八分散会。

出席政府委員
厚生政務次官 中山 マサ君
通商産業政務次官 吉池 賢三君

附録を省略した報告
一、昨二十九日の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律

学校教育法の一部を改正する法律

国民学校設置法の一部を改正する法律

公立学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律

中小企業信用保険法の一部を改正する法律

昭和二十九年三月三十日 衆議院會議録第三十号 議員の報告

國際的供給不足物資等の需給調整に
 関する臨時措置に関する法律の一部
 を改正する法律
 農林漁業金融公庫法の一部を改正す
 る法律
 開拓融資保証法の一部を改正する法
 律
 郵便振替貯金法の一部を改正する法
 律
 所得税法の一部を改正する法律
 法人税法の一部を改正する法律
 酒税法の一部を改正する法律
 印紙税法の一部を改正する法律
 砂糖消費税法の一部を改正する法
 律
 揮発油税法の一部を改正する法律
 米国対日援助物資等処理特別会計法
 等を廃止する法律
 製造たばこの定価の決定又は改定に
 関する法律の一部を改正する法律
 財政法第四十二条の特例に関する法
 律
 関税定率法の一部を改正する法律
 租税税法の一部を改正する法律
 酒税の保全及び酒類業組合等に関す
 る法律の一部を改正する法律
 国税徴収法の一部を改正する法律
 資金運用部特別会計法の一部を改正
 する法律
 国税収納金整理資金に関する法律
 一、昨二十九日国会において議決した
 次の予算を内閣に送付し、その旨参
 議院に通知した。
 昭和二十八年年度一般会計予算補正
 (第3号)
 一、昨二十九日議長において、次の常
 任委員の辞任を許可した。
 地方行政委員 山本 友一君

外務委員	衛生太賀吉君	中山 マサ君
	増田甲子七君	三和 精一君
	岡田 勢一君	並木 芳雄君
	西尾 末廣君	坪川 信三君
	渡邊 良夫君	
大蔵委員		
	金光 庸夫君	堀川 恭平君
	水産委員	辻 文雄君
通商産業委員		
坪川 信三君	笹本 一雄君	
郵政委員	櫻内 義雄君	
電気通信委員	齋藤 憲三君	
労働委員	大橋 武夫君	
建設委員	有田 二郎君	
予算委員	山田祐太郎君	
決算委員	山田 祐次君	
議院運営委員	井手 以誠君	
懲罰委員	古屋 貞雄君	
常任委員の補充を指名した。		
昨二十九日議長において、次の通		
地方行政委員	麻生太賀吉君	
外務委員		
山本 友一君	坪川 信三君	
大橋 武夫君	金光 庸夫君	
竹山祐太郎君	櫻内 義雄君	
辻 文雄君	渡邊 良夫君	
坪川 信三君		
大蔵委員		
三和 精一君	有田 二郎君	
水産委員	西尾 末廣君	
通商産業委員		
中山 マサ君	齋藤 憲三君	
郵政委員	並木 芳雄君	
電気通信委員	増田甲子七君	
労働委員	堀川 恭平君	
建設委員	岡田 勢一君	
予算委員	岡田 勢一君	
決算委員	横路 節雄君	

議院運営委員 吉原 貞雄君
懲罰委員 井手 以誠君
一、昨二十九日議長において、次の特別委員の聘任を許可した。
補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員 松田 鐵藏君
一、昨二十九日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員 尾関 義一君
一、昨二十九日内閣から提出した議案は次の通りである。
国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案
正す法律案
国民金融公庫が行う、思給担保金融に関する法律案
厚生年金保険法案
一、昨二十九日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。
外国人登録法の一部を改正する法律案
案は次の通りである。
外国人登録法の一部を改正する法律案
案は提出附四(三)号(参議院送付)
国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案
内閣提出第二十二号
正す法律案
以上二件 大蔵委員会付託
厚生年金保険法案 内閣提出第一二四号
厚生委員会付託
一、昨二十九日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

刑事訴訟法第九十四條に於て、
 又分て關する法律案
 下級裁判所の長官及び管轄區域に關
 する法律の一部を改正する法律案
 一、昨二十九日會議院において、次の
 本議院提案を可決した旨の通知書を受
 知した。
 船舶法の一部を改正する法律の一部
 を改正する法律案
 一、昨二十九日會議院において、次の
 内閣提出案を可決した旨の通知書を受
 知した。
 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正
 する法律の一部を改正する法律案
 犯罪者予防更生法の一部を改正する
 法律案
 学校教育法の一部を改正する法律
 案
 國立學校設置法の一部を改正する法
 律案
 公立學校施設費國庫負担法の一部を
 改正する法律案
 中小企業信用保險法の一部を改正す
 る法律案
 困難の供給不足物資等の價格調整に
 關する臨時措置に關する法律の一部
 を改正する法律案
 農林漁業金融公庫法の一部を改正す
 る法律案
 關稅機關責任法の一部を改正する法
 律案
 郵便振替貯金法の一部を改正する法
 律案
 所得稅法の一部を改正する法律案
 法人稅法の一部を改正する法律案
 酒稅法の一部を改正する法律案
 酒稅抵免の一部を改正する法律案
 砂糖消費稅法の一部を改正する法律

[illegible]